

平成 20 年 6 月 13 日

各 位

朝日生命保険相互会社

基金償却積立金の取崩しによる基金の期限前償却と資本再構築について

朝日生命保険相互会社（社長 藤田 譲）では、平成 20 年 7 月 1 日に開催を予定している定時総代会に、下記の通り、基金償却積立金の取崩しについて付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

この基金償却積立金の取崩しは、平成 21 年 8 月を目処に、基金 1,200 億円を期限前償却し、今後の財務政策上の柔軟性を確保するための準備として行うものであります。また、基金償却の時点では、新たに長期の基金あるいは劣後ローン調達し、資本の再構築を行う予定です。

この取組みの全体像については（別紙 1）をご参照ください。

記

1. 基金償却積立金の取崩しによる基金の期限前償却について

(1) 基金償却積立金取崩しの目的

株式市場等の基金償却に対する影響を極力排除し、平成 21 年 8 月を目処に基金を期限前償却すること、今後の財務政策上の柔軟性を確保することを目的に、保険業法第 57 条の規定に基づき、当期において基金償却積立金の取崩しを行うものであります。

(2) 基金償却積立金の取崩し額

1,000 億円。

この取崩しによる貸借対照表の「純資産の部」の総額、およびソルベンシー・マージン比率、実質純資産額への影響はありません。

基金の期限前償却について

基金償却積立金の取崩しを実施した後に、平成 24 年 3 月に償却期限をむかえる基金 1,200 億円を、平成 21 年 8 月を目処に期限前償却いたします。

（注）当社はこれまでも平成 17 年 10 月、平成 19 年 8 月に基金の期限前償却を行っております。

また、基金償却積立金の平成 19 年度末の残高は 1,300 億円となっております。

※当社の基金償却積立金の推移は（別紙 2）をご参照ください。

取崩しによって基金償却積立金の金額は一たん 300 億円となりますが、基金 1,200 億円の期限前償却時には同額を基金償却積立金に積み立てるため、その後、基金償却積立金の残高は 1,500 億円となります。

(3) 取崩しの手続きに関する日程（予定）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①総代会決議日 | 平成 20 年 7 月 1 日 |
| ②債権者・契約者異議申立期間の終了 | 平成 20 年 8 月 1 日 |

（注）当該基金償却積立金の取崩しは、上記①②の手の後、内閣総理大臣の認可を受けて、効力が生じることとなります。

2. 資本再構築について

(1) 資本再構築の概要

前述の基金 1,200 億円 の償却と同時に、資本の質の向上・健全性の更なる向上の観点から、償却する基金と同額の 1,200 億円を 目処として新たに基金あるいは劣後ローンを調達し、資本の再構築を実行する方針です。

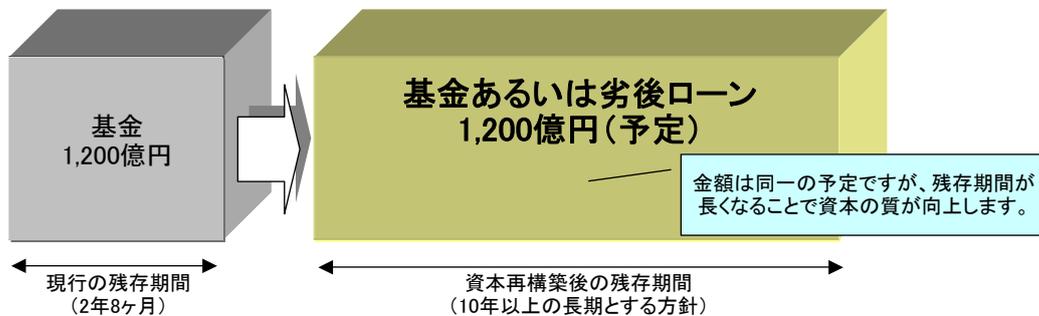
償却と同時に同額の基金あるいは劣後ローンを調達した場合、この資本再構築によるソルベンシー・マージン比率への影響はありません。

なお、貸借対照表の「純資産の部」の状況を踏まえて、基金と劣後ローンの内訳を今後検討することにより、実質純資産額につきましても十分な水準を確保してまいります。

(2) 資本再構築の目的と効果

① 資本の質の向上

生命保険会社の基金・劣後ローンなどの資本性評価においては、残存期間の長さが重視されております。現行基金は、償却期限までの残存期間が短くなっていることから、新たに期間の長い基金や劣後ローンを調達して、資本の質の向上を図ります。

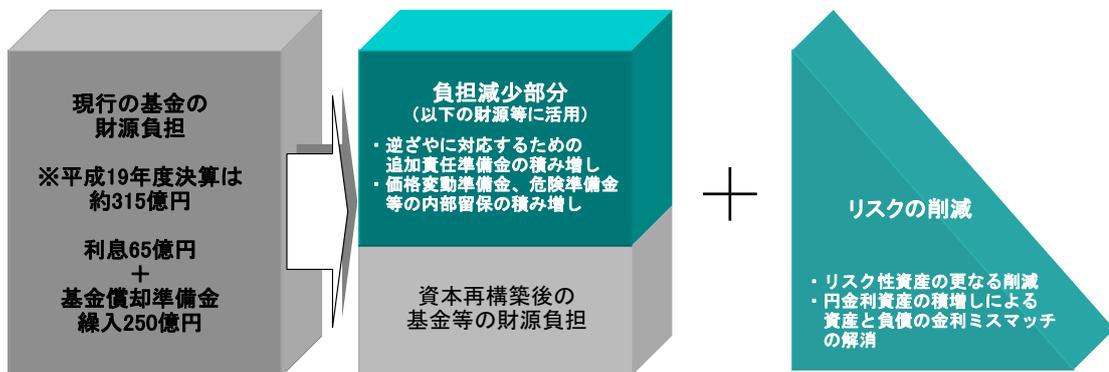


(注) 現行の残存期間 (2年8ヶ月) は、平成21年8月時点の残存期間を記載しております。

② 健全性の更なる向上

基金 1,200 億円 の期限前償却を行うことにより、その後の基金あるいは劣後ローンの新規調達により増加する財源負担等を勘案しても、当社における毎年の剰余金活用の自由度が向上いたします。これを踏まえて、逆ざやに対応するための追加責任準備金や価格変動準備金・危険準備金といった内部留保の積み増しなど、健全性の更なる向上に資する取組みや収益力向上に向けた営業面での新たな取組みを実施してまいります。

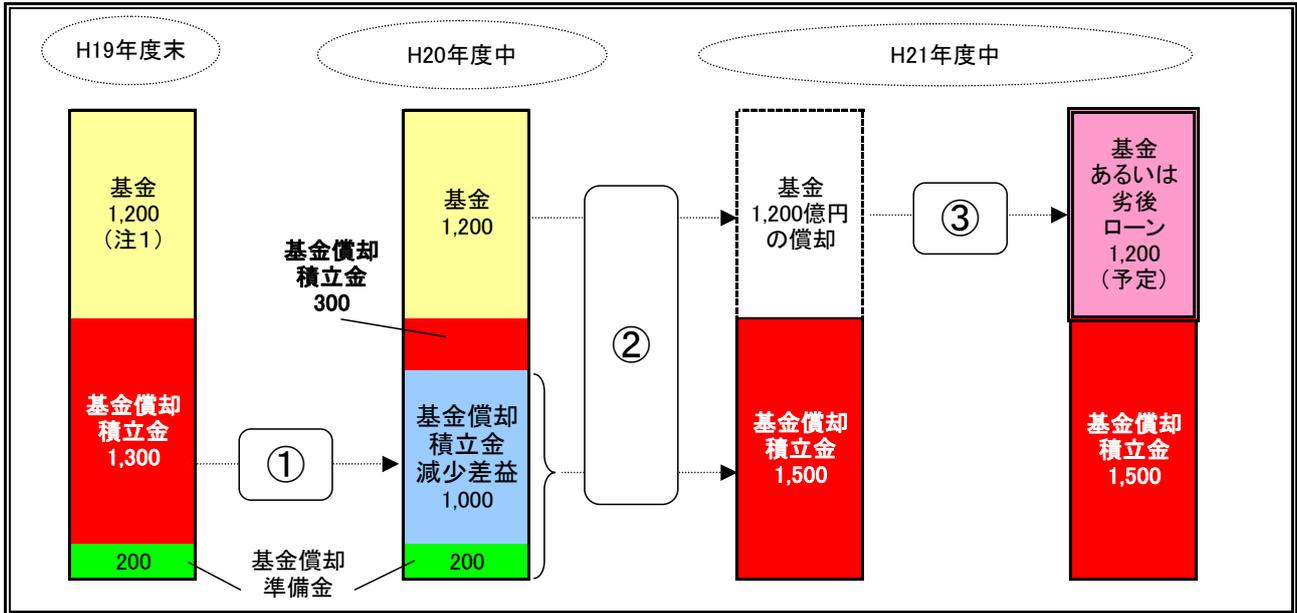
また、今後ソルベンシー・マージン比率の算出基準の見直しや経済価値ベースのソルベンシー評価が導入される見通しであることから、リスク性資産の更なる削減、円金利資産の積増しによる資産と負債の金利ミスマッチの解消といった対応をさらに積極的に推進してまいります。



以上

(別紙1) 基金償却積立金の取崩しによる基金の期限前償却と資本再構築の概要

※図表中の数値の単位は億円



(注1) 上記概要図には記載していませんが、別に平成24年8月に償却期限をむかえる基金110億円があります。

① 基金償却積立金の取崩し

保険業法第57条の規定に基づき、当期において基金償却積立金1,000億円の取崩しを行います。取崩しによって、基金償却積立金は一たん300億円となりますが、取崩し額は同じ純資産の部の「基金償却積立金減少差益」に振替えられるため、貸借対照表の「純資産の部」の総額、およびソルベンシー・マージン比率、実質純資産額への影響はありません。

また、コア自己資本(注2)への影響もありません。

(注2) コア自己資本とは、負債性資本である基金や有価証券の含み損益を含まない純粋な自己資本をあらわしています。具体的には、基金償却積立金+再評価積立金+剰余金+危険準備金+価格変動準備金の合計額です。

② 基金の期限前償却

平成24年3月に償却期限をむかえる基金1,200億円を、平成21年8月を目処に期限前償却いたします。基金償却時には同額を基金償却積立金に積み立てるため(注3)、コア自己資本への影響はありません。

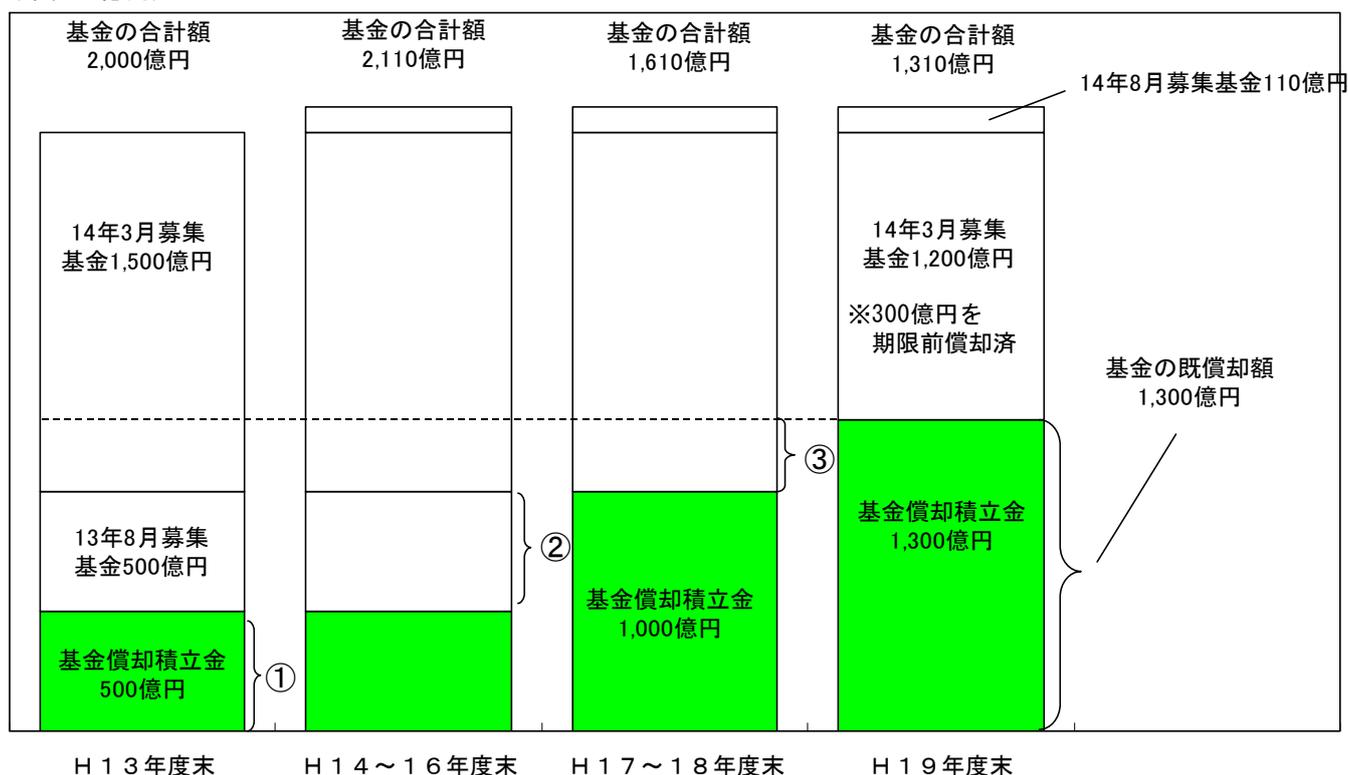
(注3) 基金償却後の基金償却積立金の残高は1,500億円となります(300億円+1,200億円)。

③ 資本再構築の実行

基金の期限前償却と同時に、償却する基金と同額の1,200億円を目処として新たに期間の長い基金あるいは劣後ローンを調達し、資本の質の向上・健全性の更なる向上を図ります。

(別紙2) 当社の基金償却積立金の推移 (平成13年度以降)

(単位: 億円)



- ①平成13年8月 基金490億円償却
平成8年8月に募集した基金を償却
⇒基金償却積立金の残高 500億円
- ②平成17年10月 基金500億円償却
平成13年8月に募集した基金の全額を期限前償却 (平成18年8月期限)
⇒基金償却積立金の残高 1,000億円
- ③平成19年8月 基金300億円償却
平成14年3月に募集した基金 (1,500億円) の一部を期限前償却 (平成24年3月期限)
⇒基金償却積立金の残高 1,300億円

(注) 上記以外に平成8年度の保険業法改正時に積み立てた基金償却積立金10億円があります。

【基金償却積立金について】

相互会社が基金を償却する場合に保険業法の規定により積み立てを義務付けられている積立金です。償却額と同額の基金償却積立金の積み立てが義務付けられています。
※生命保険会社のディスクロージャー (生命保険協会発行 2007年版) より